

令和6年3月21日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美幌町長 平野 浩司

|                   |                            |
|-------------------|----------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 美幌町<br>(015431)            |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 美幌町<br>(美禽・高野・豊岡・昭野・美和・栄森) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年3月21日<br>(第1回)         |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、一戸当たり平均約24haの経営面積があり、一定規模の集積が既に行われている状況にある。認定農業者を中心となる経営体として、美幌町農業を推進していく。今後については、中心となる経営体の戸数を維持していくことを基本に、離農者の農地が生じたときには、地域の農業者の底上げを図りながら、集積を行っていく。ただし、平均面積が24haを超えていることから、複数戸法人化・新規就農の受入について検討が必要である。

## 【地域の基礎的データ】

認定農業者：76人（うち50歳以下36人）、団体経営体（法人・集落営農組織等）5経営体

主な作物：小麦、甜菜、馬鈴薯、玉葱、小豆、大豆、牧草、生乳、肉用牛

## (2) 地域における農業の将来の在り方

美幌町の農業は、恵まれた自然条件を活かし大規模で畑作3品を中心とした専門的な畑作と酪農を主体とした土地利用型農業を展開している。一戸当たりの平均経営面積が24haを超えていることから、複数戸法人の設立や新規就農について検討が必要であり、今後も、地域ぐるみで将来に持続可能な営農体制作りを協議・推進していく必要がある。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                        | 2,503 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積       | 2,503 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】 | ha       |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------|
| (1) 農用地の集積・集約化の方針                                                      |
| 農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。            |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針                                                      |
| 地域内で残すべき農地の効率的な集約を行うため離農や規模縮小に伴う空き予定の農地が生じた際には、農地中間管理機構の活用について個別に検討する。 |
| (3) 基盤整備事業への取組方針                                                       |
| 道営事業の受益対象地となっている地域については、同事業の推進に協力していくほか、その他の地域については、随時道に対して要望していく。     |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                  |
| 町、JA、農業改良普及センター等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。                            |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                   |
| 担い手が受けきれない農用地等について、適切な管理を行い、農作業時間の削減等経営改善に努めるため、実情に応じて活用していく。          |

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

|   |           |   |             |   |         |  |          |  |      |
|---|-----------|---|-------------|---|---------|--|----------|--|------|
| ✓ | ①鳥獣被害防止対策 | ✓ | ②有機・減農薬・減肥料 | ✓ | ③スマート農業 |  | ④畑地化・輸出等 |  | ⑤果樹等 |
|   | ⑥燃料・資源作物等 |   | ⑦保全・管理等     |   | ⑧農業用施設  |  | ⑨耕畜連携等   |  | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

### ①鳥獣被害防止対策

美幌町の一部の農地について、林野部と隣接しており、鳥獣による農作業被害が深刻である。特にシカについては近年被害報告が増えている。今後、町内狩猟免許保持者の高齢化に伴い、狩猟を引退する者が増えるため若手の育成及び、技能継承が急務である。

②有機・減農薬・減肥料

環境保全に関する研修会等に参加し、持続的な農業に取り組む。

### ③スマート農業

自動操舵システムやドローン等を活用し、効率的な農地利用を推進することで遊休農地の発生防止を図る。今後も ICT推進協議会と関係機関が連携し、研修会を行い、ICT化を推進する。